

高齢者や生活困窮者の安全な居住環境へ向けた改善を求める意見書

今年1月31日の深夜に発生した札幌市東区の共同住宅における火災は、入居者11人が死亡する大変痛ましい火災であった。

入居者は全部で16人、そのうち14人が65歳以上の高齢者、また13人が生活保護受給者であり、低所得者にとってはこのような共同住宅に頼らざるを得ないという実態にあったと考えられる。

札幌市に限らず全国には類似の共同住宅は多数存在していると考えられ、老人福祉法に基づく有料老人ホームや社会福祉法上の無料低額宿泊所にも該当しない、いわゆる法的位置づけのない住宅であるため、一般的には、非常口や避難階段などの設置・改善が難しい老朽化した建物が多い。

既存の法体系の中での位置づけが不明瞭なままでは、必要な規制や防火対策等が十分になされないことが懸念され、消防法等に基づく定期的な立ち入り検査だけでは、実態の改善に結びつかない状況にある。

よって、国会及び政府においては、高齢者や生活困窮者が安全に生活できる居住環境の確保へ向けた抜本的な改善のために、防火設備の設置促進をはじめとした火災への備えの強化策など、関連する法の整備なども含め各種支援策の検討を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）3月29日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民進党市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員